

# フランスにおける子育て支援 (「乳幼児迎入れ手当」と「多様な保育サービス」)

## 【乳幼児迎入れ手当の創設(2004年から支給)】

フランスの家族政策の中心的な存在である家族給付制度において、出産・子育てと就労との間で多様な選択が可能となる給付設計(乳幼児迎入れ手当)がなされている。

- ・ 3歳未満(第1子は6か月)の子どもを養育するため職業活動を停止あるいは削減している場合には賃金補助(就業自由選択補足手当)が支給
- ・ 保育ママを雇用して子どもを預けて職業活動に従事する場合には保育費用補助(保育方法自由選択補足手当)が支給

賃金補助(休業等の所得保障) 《第1子は6か月、 第2子以降は3歳まで支給》	保育費用補助(保育ママ雇用助成) 《6歳未満の子どもを預けて一定の職業活動に 従事している場合に支給》
完全休業 359.67ユーロ(約5.7万円) 50%未満の就業 232.52ユーロ(約3.7万円) 50-80%の就業 134.13ユーロ(約2.1万円) 第3子以降で休業を1年に短縮 587.90ユーロ(約9.3万円)	○保育ママを団体・企業から雇用する場合(子1人当たり) 3歳未満 428.28ユーロ(6.8万円)～642.40ユーロ(10.1万円) 3～6歳 214.15ユーロ(3.4万円)～321.20ユーロ(5.1万円) ※所得額と子ども数により支給額が3段階に分かれる ※自宅保育の場合は子ども数にかかわらず一定額(額は異なる) ※部分休業・就業の場合は賃金補助と併給可能
基礎手当(3歳まで支給) 171.61ユーロ(約2.7万円) ※所得制限あり(約9割の家庭に給付)	

- (注)・乳幼児迎入れ手当には、このほか、出産や養子の引き取りに伴う費用補填を目的とした出産・養子手当(所得制限あり)が存在。
- ・ 賃金補助(就業自由選択補足手当)は、過去に一定の老齢保険拠出金の拠出期間を持つことが受給要件となっており、必ずしも休業を取得していなくても受給が可能となっている。
  - ・ これらの手当は、全国家族手当金庫から支給。その財源は、約6割が社会保障拠出金(賃金の5.4%を事業主が負担)、約2割が一般社会拠出金(ほとんどすべての所得に課される社会保障目的税。家族手当分は税率1.1%)、残りが一般会計からの負担となっている。

## 【フランスの多様な保育サービス】

### 集団保育所 (crèches collectives)

《3歳未満児の11%をカバー》

- ・ 地域保育所 (crèches de quartier)  
多くは地方自治体によって設置、一部は民間団体の設置
- ・ 企業内保育所 (crèches de personnel)  
親の就業場所に設けられた保育所、企業内保育所の設置等に対する優遇税制が適用
- ・ 親保育所 (crèches parentales)  
専門職と親(交代で対応)で乳幼児を保育

### 家庭的保育(家庭的保育者(認定保育ママ assistantes maternelles)による保育)

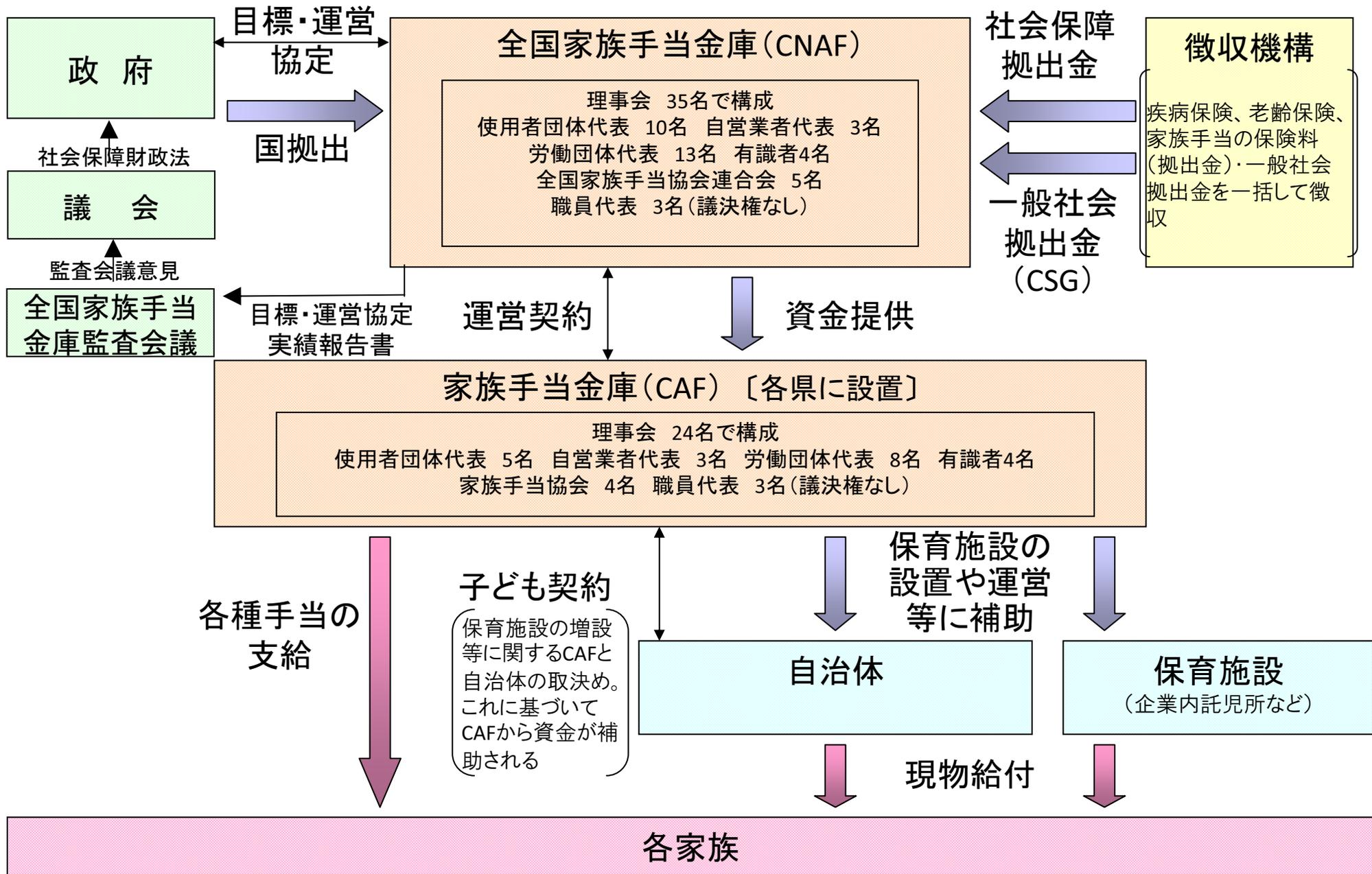
- ・ 家庭保育所 (crèches familiale) 《3歳未満児の3%をカバー》  
地方自治体や企業、民間団体が雇用する家庭的保育者が、保育者の自宅で保育
  - ・ 親が雇用した家庭的保育者による保育 《3歳未満児の30%をカバー》  
親が直接雇用契約を家庭的保育者と締結し、報酬を支払って保育
- ※ この他、親の自宅で保育する自宅保育という形態が存在

#### 家庭的保育者(認定保育ママ)

- 県議会議長が認定。120時間の職業教育を受けることが義務付け。2005年現在、377,440人が認定を受け、その70%が稼働。
- 県が所管する母子保護センター(PMI)が職業教育や保育者の監督を実施。””
- 最大3人までの子どもを預かる(平均2.6人)。
- 保育者(フルタイム)の半分は週45時間以上働く。
- 月収の平均は698ユーロ(約11.0万円)(フルタイムの保育者の平均は815ユーロ(約12.9万円))。

(資料)DREES “Les assistantes maternelles en 2005” Études et Résultats, (2007)

# フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ



# 乳幼児に関するフランス全国家族手当金庫の事業(2006年)

全国の家族手当金庫等が実施している乳幼児に関する事業への支出  
83億7,900万ユーロ

社会的事業 (Action Sociale)  
20億400万ユーロ

うち  
保育施設運営のための支出  
11億1,200万ユーロ

〔 集団保育所 9億 400万ユーロ  
家庭保育所 1億7,100万ユーロ  
親保育所 2,900万ユーロ

うち  
保育施設の整備等のための支出  
1億4,400万ユーロ

その他 7億4,800万ユーロ

法定給付 (Prestations Légales)  
63億7,500万ユーロ

うち  
乳幼児迎入れ手当  
47億5,200万ユーロ

〔 賃金補助 19億7,500万ユーロ  
保育費用補助 27億7,700万ユーロ

うち  
(旧)養育手当など  
16億2,300万ユーロ

(注)この表では「乳幼児迎入れ手当」は保育に係る賃金補助、保育費用補助の部分のみを計上。「乳幼児迎入れ手当」には、この他、出産・養子手当、基礎手当があり、これらを合わせた手当全体の給付額は88億1,800万ユーロ(2006年)。

(資料)CNAF(全国家族手当金庫)“L'accueil du jeune enfant en 2006”より作成

# フランスの家族政策を支える財源

フランスの家族政策の大部分を担っている全国家族手当金庫の事業は、

- ・事業主が負担する、賃金の5.4%分に相当する社会保障拠出金
- ・ほとんどすべての個人所得を課税対象とした一般社会拠出金(家族手当分1.1%)

により、その財源の大部分が賄われている。

	全国家族手当金庫の歳入
<b>社会保障拠出金</b> [ 賃金の5.4%相当を事業主が負担 ]	277億ユーロ ( 58.3% ) [ うち賃金労働者に対する事業主の負担 244億ユーロ ]
<b>CSG(一般社会拠出金)</b> [ ほとんど全ての個人所得を課税対象とする 社会保障目的税(7.5%) (全国家族手当金庫分の税率は1.1%) ]	97億ユーロ ( 20.5% )
<b>その他</b>	101億ユーロ ( 21.2% )
<b>歳入総計</b>	475億ユーロ ( 100.0% )

出典: Les comptes de la securite sociale

注: 1. フランスの社会保障制度は、この表で示した主に被用者の大部分が加入する「一般制度」のほか、公務員等が加入する「特別制度」、農業関係者が加入する「農業制度」、農業以外の自営業者が加入する「非被用者・非農業者制度」という4つのカテゴリから構成されている。前ページの社会支出データにはこれら全体が含まれているため、数値が異なっている。

2. 2007年予算における歳入の総計は547億ユーロとなっている。